

令和3年度

宇和島市中小企業者等

# 「応援給付金」

## Q&A

令和3年3月23日（第1版）

Q 1	令和 2 年度応援給付金を受給しているが申請することはできるのか。
A 1	令和 2 年度応援給付金を受給している方でも支給要件を満たす場合には申請することができます。
Q 2	令和 2 年度応援給付金を申請していなかったが、今から申請することはできるのか。
A 2	令和 2 年度応援給付金の申請期限は令和 3 年 3 月 31 日までとなっております。4 月 1 日以降は申請することはできません。
Q 3	申請者住所は事業所の所在地を記載すればよいか。
A 3	個人事業者の場合は、住民登録の住所を記載して下さい。 法人の場合は、登記事項証明書における本店の所在地を記載して下さい。
Q 4	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。
A 4	申請は、個人事業者又は法人単位で認められるため、事業所や部門など個々に申請することはできません。
Q 5	店舗が複数ある場合で一部の店舗が要件を満たした場合は対象になるのか。
A 5	対象になりません。本給付金の申請は、個人事業者又は法人単位でしか認められません。
Q 6	支給対象とならない事業が含まれる場合、支給対象となる事業のみをもって申請することはできるのか。
A 6	一つの法人等において営まれる事業に支給対象とならない事業を含む場合、当該法人等は申請することはできません。
Q 7	2021 年 2 月までは事業活動を営んでいたが、同年 3 月に廃業した場合は対象になるのか。
A 7	対象になりません。申請日時点で事業継続の意思がある方が対象になります。

Q 8	事業収入の減少を確認するための証拠書類はどのようなものを提出すればよいか。
A 8	<p>【個人事業者の場合】① 又は ②のいずれか</p> <p>①確定申告書第一表の控えの写し（2019 年分・2020 年分）</p> <p>②住民税申告書の控えの写し（令和 2 年度分・令和 3 年度分）</p> <p>【法人の場合】</p> <p>・月別事業収入申立書（（別紙 1）一般用）</p>

Q 9	確定申告（住民税申告）を行っていない等の理由により確定（住民税）申告書の控えの写しが添付できない場合、売上台帳等で代替することができるのか。
A 9	個人事業者の場合は、確定（住民税）申告書の控えの写しの添付は必須です。確定申告（住民税申告）を行っていないことを理由に他の書類で代替することは認められません。

Q 10	確定申告書の控えに收受日付印がない場合はどうすればよいか。
A 10	<p>收受日付印がない場合でも、受付日時・受付番号が印字されているか、税理士の方の署名又は記名押印がある場合は問題ありません。また、e-Tax による申告の場合は「メール詳細（受信通知）」、宇和島市役所で申告した場合は、「申告書等送信票（兼送付書）」を提出してください。それらが無い場合には、税務署が発行する「納税証明書（その 2 所得金額用）」で代替することができます。</p>

Q 11	住民税申告書の控えに受付日付印がない場合はどうすればよいか。
A 11	宇和島市役所（本庁・各支所）で市県民税の申告をされた方の場合は、申告書の控えを持参頂ければ受付日付印を押印しますので、税務課（各支所税務係含む）までお越し下さい。

Q 12	令和 2 年度の応援給付金申請で提出した添付書類（事業収入を証明する書類の写し（2019 年分確定申告書の控えの写し等）や通帳の写し、本人確認書類（運転免許証等の写し）を再度提出する必要があるのか。
A 12	<p>通帳の写しと本人確認書類については、変更がない場合には提出の必要はありません。2019 年分確定申告書の控えの写し等は再度提出をお願いします。（変更がない場合には、收受日付印等がなくても問題ありません）</p>

Q 13	法人の場合の事業収入とは売上高だけの金額でよいか。
A 13	売上高だけでなく、法人税の課税対象となる収入である受取利息、不動産賃貸料、雑収入などを含んだ金額になります。

Q 1 4	法人の場合は直前 2 事業年度の事業収入の比較でよいか。
A 1 4	法人の場合は事業年度(決算月)が異なりますが、個人事業者と同様に年単位(1月から12月)での比較になります。(2019年1月から同年12月の間の事業収入と2020年1月から同年12月の間の事業収入の比較)
Q 1 5	国の持続化給付金や家賃支援給付金、愛媛県の協力金、市の応援給付金や家賃支援給付金などの助成金等を受給しているが取扱いはどうなるのか。
A 1 5	<p>基本的には、法人税又は所得税の課税対象となるものを全て含めた額で比較することになりますので、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から支給された給付金等(持続化給付金や家賃支援給付金など)も含めるようになります。</p>
Q 1 6	2020年4月に新たな機械を導入し、国の補助金を受給しているが取扱いはどうなるのか。(法人税又は所得税の課税対象となる収入で圧縮記帳等の適用を受けていない場合)
A 1 6	<p>臨時的な設備投資等に対する国や地方公共団体等からの助成金等(例年にはない経費等に充てられるもの)は控除して、事業収入を比較することができます。なお、2019年中に限って同様の助成金等を受給されている場合等には、事業収入から控除して下さい。</p> <p>主に想定される助成金等は以下のとおりですが、その他にも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。</p> <p><b>【国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり補助金</li> <li>・IT導入補助金</li> <li>・小規模事業者持続化補助金</li> <li>・経営継続補助金</li> <li>・高収益作物次期作支援交付金(機械・施設の取得費)</li> </ul> <p><b>【愛媛県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地奨励金</li> <li>・えひめ地域産業力強化支援事業費補助金</li> <li>・新生活様式対応商品開発等支援補助金</li> </ul> <p><b>【宇和島市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核企業等支援事業奨励金</li> <li>・企業立地奨励金</li> <li>・中小企業者等応援事業補助金</li> </ul>

Q 1 7	2019年9月に新規開業(設立)したが特例はあるのか。
A 1 7	2019年2月から2020年3月の間に新規開業(設立)した方を対象とした新規開業(創業)特例があります。
Q 1 8	2020年3月以前から宇和島市外で事業所を運営していたが、2020年4月に新たに事業所を宇和島市内に開設したが対象になるのか。
A 1 8	対象になりません。2020年3月以前から宇和島市内に事業所を有している方が対象になります。
Q 1 9	新規開業特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 1 9	<p>【個人事業者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人事業の開業・廃業届出書 又は 事業開始等申込書の控えの写し ※税務署受付印が押印されていること</li> <li>○青色申告決算書の控えの写し(月別事業収入の記載があるもの) ※白色申告をしているなど提出できない場合に限り、月別事業収入申立書(別紙4)新規開業特例用)を提出して下さい。</li> </ul> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)</li> </ul>
Q 2 0	2020年1月31日に開業(設立)したが事業収入の比較はどのようになるのか。(1月~3月の間の事業収入=45万円、4月~12月の間の事業収入=90万円の場合)
A 2 0	<p>以下のとおりになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 45万円(2020年1月~3月の事業収入)÷3ヶ月(月数)=15万円…A</li> <li>② 15万円(A)×12ヶ月=180万円…B(理論上の年間事業収入㊦)</li> <li>③ 90万円(2020年4月~12月の事業収入)÷9ヶ月(月数)=10万円…C</li> <li>④ 10万円(C)×12ヶ月=120万円…D(理論上の年間事業収入㊧)</li> <li>⑤ 180万円(B)−120万円=60万円…E(理論上の減少額)</li> <li>⑥ 60万円(E)÷180万円(B)×100=33%(減少率)</li> </ul>
Q 2 1	経常的に事業活動(収入)に季節性がある場合には特例はあるのか。
A 2 1	2019年1月から3月の事業収入が2019年の年間事業収入の50%以上の場合には、事業収入を比較する期間を年単位(1月から12月)ではなく、年度単位(4月~3月)とすることができる季節性収入特例があります。(2019年4月から2020年3月の事業収入と2020年4月から2021年3月の事業収入の比較になります)

Q 2 2	季節性収入特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 2 2	<p>【個人事業者の場合】</p> <p>○青色申告決算書の控えの写し（月別事業収入の記載があるもの） ※白色申告をしているなど提出できない場合に限り提出不要。</p> <p>○月別事業収入申立書（（別紙 2）季節性収入特例用）</p> <p>【法人の場合】</p> <p>○月別事業収入申立書（（別紙 3）季節性収入特例用） ※月別事業収入申立書（（別紙 1）一般用）を提出する必要はありません。</p>

Q 2 3	年間事業収入を比較する期間の間に事業承継を行ったが特例はあるのか。
A 2 3	2019 年 1 月 2 日から申請日時点の間に事業承継を受けた方を対象とした事業承継特例があります。

Q 2 4	事業承継特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 2 4	個人事業の開業・廃業届出書の控えの写し（税務署受付印が押印されているもの）と事業の承継をした者及び事業の承継を受けた者の双方の申告書類が必要になります。

Q 2 5	2019 年 5 月に個人事業者から法人化した特例はあるのか。
A 2 5	2019 年 1 月 2 日から申請日時点の間に法人化をした方を対象とした法人成り特例があります。

Q 2 6	法人成り特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 2 6	<p>①法人設立届出書 又は 個人事業の開業・廃業届出書（廃業の事由が法人の設立に伴うものであること）（いずれも税務署受付印が押印されているもの）</p> <p>②履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）</p> <p>③個人事業者の申告書類（確定申告書第一表の控えの写し等）</p>

Q 2 7	2020 年 8 月に合併したが特例はあるのか。
A 2 7	2019 年 1 月 2 日から申請日時点の間に合併した法人を対象とした合併特例があります。

Q 2 8	合併特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 2 8	・履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

Q 2 9	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定(住民税)申告しているが特例はあるのか。
A 2 9	上記の収入を雑所得・給与所得として確定(住民税)申告をしている方を対象とした雑所得・給与所得特例があります。(2019年分を雑所得・給与所得として確定(住民税)申告し、2020年分は事業所得として確定(住民税)申告している方も対象になります。)

Q 3 0	雑所得・給与所得特例を用いたい場合は追加で提出する書類は何が必要になるのか。
A 3 0	<p>①業務委託契約等収入があることを示す書類</p> <p>㊦業務委託契約書等の契約書の写し 又は 契約申立書（別紙5）</p> <p>㊧支払者が発行した支払調書 又は 源泉徴収票</p> <p>㊨支払があったことを示す通帳の写し</p> <p>※上記、㊦～㊨の中からいずれか2つを提出（源泉徴収票の場合は、㊦との組み合わせが必須）</p> <p>②国民健康保険被保険者証の写し</p>

Q 3 1	2019年6月に災害の影響を受けて、その後半年間事業活動を営むことが出来なかったがその場合も2019年の事業収入と比較するのか。
A 3 1	災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入が下がっている場合は、2019年の罹災証明書等（発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。）を提出する場合に限り、2019年の事業収入に代えて、罹災した前年である2018年の事業収入と比較することができます。